

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

当該農用地利用配分計画は、香川県農政水産部農業経営課において平成27年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年11月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 農用地利用配分計画の概要

権利の移転を受ける者		現に権利の設定を受けている者		移転する権利			権利の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	権利の種類	移転時期	終期	
堀家重孝	善通寺市与北町418番地1	中山功大	丸亀市塩屋町2丁目8番4号	賃借権	平成27年12月1日	平成34年5月31日	善通寺市与北町字鴨居下423番1
中山功大	丸亀市塩屋町2丁目8番4号	堀家重孝	善通寺市与北町418番地1	使用貸借による権利	平成27年12月1日	平成37年5月31日	善通寺市与北町字池下1069番1 善通寺市与北町字池下1073番1
株式会社 SOUSUKE	観音寺市大野原町萩原2616番地1	岡下雅雄	観音寺市大野原町萩原2616番地1	賃借権	平成27年12月1日	平成37年7月31日	観音寺市大野原町萩原字嘉万坊2177番 観音寺市大野原町萩原字嘉万坊2184番1 観音寺市大野原町萩原字嘉万坊2184番4 観音寺市大野原町萩原字嘉万坊2417番2

2 申請年月日

平成27年11月2日